

令和9年（2027年）4月入園を申し込まれる方へ

保育園等の4月入園は希望者が多いため、事務の流れや日程が例月と異なる部分があります。
「保育のごあんない」とあわせてご覧ください。

◎ 入園選考（利用調整）の流れ

入園申込 締切 郵送・電子申請は令和8年11月5日（木）※郵送は消印有効 窓口 令和8年11月10日（火）

審査・調査

一次選考

内定発表

すでに申し込んでいる内容を変更する場合（希望園の追加や希望園の順位変更等）も令和8年11月10日（火）が締切となります。なお、上記締切日までに申込書類を提出した方のみ、令和8年11月24日（火）まで不足書類の追加提出を受け付ける場合があります。入園担当にご相談ください。（郵送・電子申請可。郵送は消印有効）。

一次選考の結果は、令和9年1月18日（月）に発送予定です。
選考結果についてのお問い合わせは、1月20日（水）からお受けします。

内定しなかった場合

一次選考で内定されなかった方については、全員が二次選考の対象となりますので、改めての申込みは不要です。

二次申込締切

窓口 2月1日（月）

郵送・電子申請は 1月27日（水）

※郵送は消印有効

※すでに申し込まれている方でも、就労や家庭の状況、希望園等に変更があった場合は、締切日までに書類（就労証明書、申込内容変更・取下届等）を提出してください。

二次選考（2月下旬）

二次選考の結果は、内定された方のみ 保育園等から電話連絡をします。
選考結果についてのお問い合わせは、2月18日（木）からお受けします。

内定しなかった場合

申込有効期間内に希望する保育園等に空きができた場合に、再度選考します。

内定した場合

内定した方は、各保育園等で面接と健康診断を受けていただきます。
（日程は保育園等から連絡します。）

※ 3月末までに面接・健康診断が受けられない場合は内定が取り消しになりますので、ご注意ください。

※ 4月入園の出生前申込について

4月一次選考及び二次選考に限り、出生前であっても、令和9年2月24日（水）までにお生まれになる予定のお子さんについては、仮申込みができます。

54ページから67ページに記載されている各施設の「0歳保育開始月齢」をご確認のうえ、受入月齢に余裕をもってお申込みください。

別途区から郵送する「出生後届出書」を出生後14日以内にご提出いただきます。

なお、出生が遅れた場合、施設の受入月齢上、内定取消になる場合がございます。

入園選考（利用調整）に関するお問い合わせ先

保育認定・調整課 入園担当 電話 5432-1200（入園担当専用）

裏面もご覧ください

◎ 入園可能数等

区のホームページ〔ページ ID：1561〕で、令和9年4月入園可能数などをご覧ください。

（令和9年4月一次入園可能数⇒10月20日更新、令和9年4月二次入園可能数⇒1月20日更新予定）

★園ごとの申込者数ホームページ掲載予定⇒12月28日（一次選考申込者数）

◎ 入園承諾書・入園待機通知書

内定者が面接・健康診断を通じて集団保育可能と判断された場合に入園が確定し、3月中に「入園承諾書」をお送りします。入園承諾書で保育の利用期間、保育料などをお知らせします。入園に至らなかった方には、「入園待機通知書」をお送りします。

◎ 注意事項

- ① 転園の申込みをされている方 ⇒ 転園の内定を辞退して、在籍している保育園に戻ることはできません。ただし、在籍園の定員に空きがある場合に限る、継続して在園することが可能です。

※ 転園申込みを取下げの場合 ⇒ 入園希望月の申込締切日までに「申込内容変更・取下届」のご提出が必要です。

- ② 同一指数世帯の優先順位を決める場合 ⇒ 第三段階として階層低位順で選考を行います。
（階層が同一の場合は世帯の住民税の所得割課税額が低い順）

税資料（令和8年度住民税課税証明書等）が必要な方が提出されない場合、選考上不利になることがあります（令和8年（2026年）1月1日現在世田谷区在住で、令和8年度特別区民税・都民税（住民税）が課税されている方は、税資料の提出は不要です）。

- ③ 入園希望月に申込児（転園申込児を含む）以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が在園中または同時申込み中の場合 ⇒ 入園前に在園中の兄弟姉妹が退園した場合や同時申込み中の兄弟姉妹の申込みを取下げた場合は、選考時点での指数と異なるため、内定している申込児が入園取消（退園）となる場合があります。

- ④ 証明日が就労開始年月日より前の日付の「就労証明書」 ⇒ 就労を開始したら、就労開始日以降に証明された「就労証明書」を改めて提出してください。

- ⑤ 世田谷区外の保育園等を申し込まれた方 ⇒ 締切、選考基準、結果発表の時期や方法が異なります。

◎ 認可外保育施設

認可外保育施設のお申込みについては、各施設に直接お問い合わせください。

保育室・保育ママ・認証保育所・無認可保育施設については、保育料の一部を補助する制度があります。

保育室・保育ママ・認証保育所・無認可保育施設の保育料補助制度に関するお問い合わせ先
子ども・若者部内 幼保補助金事務センター 電話 6453-4990

◎ その他

今後の保育園整備等については、下記担当までご確認ください。

区立保育園の移転・統合等に関すること

保育課 保育計画・再整備担当 電話 5432-2448

私立保育園の新規整備に関すること

保育課 保育育成支援担当（整備班）電話 5432-2527

区のホームページアドレス <https://www.city.setagaya.lg.jp/>